

『僻案抄』書誌稿（一）

要旨

藤原定家の多岐に亘る古典校勘作業のうち、和歌の古典とも言うべき「三代集」についてみると、一方に各集の書写校訂があり、他方に註解書の執筆がある。採り上げる『僻案抄』は定家の三代集理解の到り着いたところを示す著作だと見ることもできる。同書の研究は徐々に進んでいるものの、今日なお基礎的な研究を必要としているようと思われる。論文では第一に、定家による長文の識語を仔細に読みつつ成立過程の概略を押さえる。第二に、伝本分類の試みを、特に「一類本」について行ない、同時に今後の追究への展望を得ようとする。その際、テキストの「過程的」とも「言うべき様相」が浮上してくる。それを承けて第三に、一類本のうち草稿形態を保存していると思われる伝本に即して、テキストの初源の姿を尋ね、それを通じて知られる書誌的な諸問題を考える。

川平ひとし

藤原定家は、特に老年期に至って、倦むことなく古典校勘の作業に従事している。それらの嘗為のうち、和歌の古典であり、定家歌論にとても重要な意味を持つことになるへ三代集▽についてみると、再三に亘る書写・校訂の作業と並んで、『頤註密勘』(古今の註)に始まり『三代集之間事』(後撰・拾遺の註)『僻案抄』(古今・後撰・拾遺の註)へと続く、一連の註解作業が存在する。いま採り上げる『僻案抄』は、定家における三代集理解の言わば到達点を示すものであり、一方また、後代の三代集註釈書に与えた影響も決して小さくない。以上のような側面を考え合わせる時、『僻案抄』をもつて、

概して言へば、内容も豊ならず、さほど重きを置くべき名著とは為し難し。⁽¹⁾

と、いうように評価して済ませるわけには最早ゆくまい。むしろ本書の個別研究を徹底し、定家の古典読解の仕方を仔細に吟味することこそが私たちの課題でなければならないだろう。その作業はやがて、老年期定家の思惟像の一端に触れることに通ずるばかりでなく、本書の註釈史的ないしは和歌史的な位置づけへの展望をもたらしてくれるはずである。

*
従来『僻案抄』の記載は、定家本三代集の本文研究との関連で有力な傍証としてしばしば援用されてきたが、それらは大むね間接的に参照さ

れるに止るものであって、直接本書を対象に据えた論は少なかつたと言えよう。しかし近年、影印・翻刻の形で伝本の紹介や書誌についての見解が幾つか示されており⁽³⁾、個別研究への道は徐々に切り開かれつつある。それらの諸論を参考しながら、拠るべきテキストを求めて改めて伝本を調査してみると、結論を言えば、今日なおテキストをめぐる基礎的な問題の検討を要すると判断される。そこで小稿では、前述した課題を念頭に置きながら、本書の含み持つ書誌的な諸問題を掘り起こしこほぐしてみたいと思う。差し当り、

(1) 定家識語の検討 (2) 伝本分類の為の予備作業 (3) 草稿形態の吟味の具体的な課題を設けて論述してゆきたい。

2

最初に定家の識語を検討したい。諸本とも巻末にやや長文の識語を持つ。その内容を検討することによって、定家の執筆意図や本書の成立事情の大枠を知りうるだらうことは言うまでもない。

あらかじめ注意しておきたいのは、第一に、当の識語は一時に記された單一のものなのではなく、三つの時点、あるいは三段階を経て記されたものであること、第二に、識語の出方——今述べた三段階がどのように現れているか——は、伝本によつて幾通りかの型に分かれており、この現象はやがて伝本を分類する際の目安の一つとなるようと思われるのこと、この二点である。つまり内容・形態の両面において注意されるの

である。

識語の文面を参照してみよう。伝本の詳細は後述することにして、こ
こでは、類従本や板本等の、普通流布している系統（のちに言う「一類本」）
の一本で、定家自筆本の模写本と目される書陵部藏鷹司⁽⁴⁾本に拠り本文を
掲げる。先程述べた三段階を、仮りにABCとする。

A 往年治承之比、古今後撰両集受庭訓之口傳、年序／已久、雖恐忽忘、
先達古賢／之所注猶非無其失、況依／恥管見謬説、故不載紙筆、／今
迫耄及之期、顧餘喘之／盡、至于愚老之沒後、為散／遺孤之蒙昧、抽
要而／密々所染筆也、／更莫令他／見

嘉祿二年八月日

戸部尚書（花押）

B 此草注付之後、拾遺相公一人之外、／更不他見、至于嘉禎四年、恭
依承／舊好之 紗言、遙付嚮北鴈足

C 前員外典厩、染心於和語之詞、深／成師弟之契約、常依被訪閑寂／之
蓬戶、不顧狼籍之草、所許／彼一見也、努力／／莫他見

複合した三つの段階を順に追いながら、やや細かく読んでみよう。

Aには、執筆をめぐる経緯が簡潔に述べられている。この部分は、年
記にある嘉祿二年（1226）八月、本書が成立した際に記されたものと考え
てよいであろう。署名の「戸部尚書」はもとより当時の定家の官職（同
年、定家は前参議從二位・民部卿）に合致する。Aは、特異な例外（後掲）
を除けば、諸本に見えるものであり、本書の根幹の識語と見做しうる。

ところで嘉祿二年という年次を重視し、Aの文辞を、同時点における

定家の情況を照らし出すものとして把えるとすれば、更にどのように読
めるだろうか。改めて文面を辿ると、Aの内容は大きく二つに分かれる
としてよい。冒頭から「……故不載紙筆」までの前半では、古今・後撰
等についての説に対し、定家自身どのような態度で接してきたかを回
想的に述べており、「今迫耄及之期」以降の後半では、執筆の対象なら
びに目的を明示している。前半部分で注意されるのは、「庭訓之口傳」
「先達古賢之所注」そして「管見謬説」（すなわち自説）の三者を混同せず、
各々別次元のものとして語っていると見られる点である。

その三者の内、第一に、定家の認識の基底部にあるのは「庭訓之口傳」
すなわち父俊成より繼承した説の次元である。基俊→俊成と伝えられた
説を受けたことは既に『頤註密勘』の記載に見え、又その際受けたのは
古今・後撰の両集についてであったことは『三代集之間事』に見える。
それらの事情をここで確認できるのであるが、更に、当の説を受けた時
点は「治承之比」すなわち、おおよそ定家十代の後半、ようやく歌人と
して歩み始めようとする頃のこと（『頤註密勘』に云う「少年時」（春上4 密
勘）本書古今註（離別366）の「少年の昔古今の説うけ待し時）であったこと
を知りうる。その際、嘉祿二年段階での言葉として特に見ておくべきな
のは、説を受けてのち「年序已久、雖恐忽忘」としている点である。こ
の文言を裏返せば、「庭訓之口傳」は、これを忘失せずに保存・繼承す
べきであるという思念が長く定家の意識の中に在ったこと、そして嘉祿
二年の時点においても切実な課題として自覚されていたことを読み取り
うるであろう。

右で見た基底部の次にあるのが「先達古賢之所注」の次元である。

「先達古賢」とは誰を指すか。上との繋がりから、俊成をも含むとそれなくもない。しかし「所注」は、具体的に註されたもの、書かれたものを想定していると解するのが順当であり、上段に云う「庭訓之口傳」と直接には重ならないと考えられるから、俊成を除外すべきであろう。す

なわち定家じしん具体的な註書に接してその見解を知りえた人物達を指すことになる。さて彼等の見解に対する定家の認識は「猶非無其失」であつて、その失錯・失考を批判し対象化する観点が明確であることを——二重否定による婉曲的な物言いの中に——窺いうる。

そして第一第二の次元とは別に在るのが定家自身の説の次元である。

以上を図式化して言えば、「庭訓之口傳」を繼承し、「先達古賢之所注」を否定的な媒介として得られたものが、自己の説であるということになる。而して書き記されるべきは当の自説であるはずだが、識語ではむしろ「管見謬説」たることを恥じる故に、從来著述しなかつたのだという次第が述べられる。つまり「故不載紙筆」である。「故」の字は、上にある「況依……」との意味の重複を避けて、「ゆえに」ではなく「ことさらに」と訓んでおくべきか。ともあれこれまで自説を筆録せずにいたことを強調するのである。

ところで定家は本書を著す以前に『顕註密勘』『三代集之間事』の二著を実際に物しているのだから、右の言葉は一見事実に反するようにも思われる。しかしここは、虚言を用いているとか、前著の価値を自ら否定しているとかと解する必要はあるまい。「故不載紙筆」は上の「況依

恥管見謬説」という謙辞に続くものであることに改めて注意すれば、こ
こもまた謙退の表現と見做しうる。例えば『三代集之間事』の後撰の註
の末尾に見える

古今後撰両集雖具受師説……於不肖之末生無一言之詰問、仍視聽之所及未出口外

も全く同様に読みうる文脈である。実際には以前に『顕註密勘』を著述していながら、なおかつ傍線部の如く記しているのである。⁽⁵⁾ この記載を例証とすれば、いま問題の「故不載紙筆」には、自説を開陳するに当つての、定家のスタイル、表現上の身振りを見ておけば足りるようと思われる。

Aの後半部分については、贅言を要しない。定家もまた辿らねばならない自然の過程、すなわち老いと死とがこの時点で強く自覚されていること、それは同時に、本書の著述を促したものでもあつたこと、更に、直系の「遺孤」に伝える為に筆を染めることを明言する等、惣じて定家の執筆意図が明示されていることは先に指摘した通りである。

次に識語の第二の部分Bに着目しよう。Bは、今参照しつつある自筆模写本と目される本では、一字下げて書かれており、右で見たAとも後続のCとも別のものとして示されていることに先ず注意したい。この書写型式は、鷹司本と同じく定家自筆本の形を保存していると思われる伝本(後述)に共通して見られる。これは定家染筆時の型式を示すものなのではなかろうか。さてBの内容は、第一に、本書註付の後、「拾遺相公」

以外の者には披見せしめなかつたこと、第二に、執筆より一二年後に当る嘉禎四年（1328）に、天皇或いは院の許に本書を送つたことの二点に要約できる。前半部に見える「拾遺相公」は息子の為家を指すであろう。為家は嘉祿二年四月一九日參議に任せられ（左中將）、同日侍従を兼ねているから、右の日付以降「拾遺相公」と呼ばれたはずで、この名称を与えた人物に為家を比定することに支障は無い。

Bの後半部は少し問題を含む。定家は一体誰に送付したのか。然るべき対象としては直ちに、隱岐の後鳥羽院、佐渡の順徳院の名が想起される。從来この点は曖昧なままであつたと思われるが⁽⁶⁾、ここは石田吉貞説の如く、順徳院に上つたと解するのが妥当であろう。理由は、「遙付嚮北鷹足」を現実的にかつ厳しく解釈すれば、都より西に當る隱岐ではなく、むしろ「北」の佐渡へ向けて送付したとするのが自然だからである。又、前年嘉禎三年に、定家は順徳院の百首に合点・付評して呈上しており、この間、順徳院と定家との間に和歌を繰る直接的な交渉のあつたことも一つの傍証となろう。⁽⁷⁾更に送付の時期についても少しばかり限定しうると思われる。「嘉禎四年」は一月二三日に改元（暦仁元年）されているから、院への送付は勿論同年の右の日付以前でなければなるまい。一方「嚮北鷹足」を和歌的景物と結びつけて読めば直ちに、春・帰雁の意味を見出しうる。結局、送付の時期は嘉禎四年春のこと、という所まで推測しうるのではなかろうか。⁽⁸⁾

Bについてなお敢えて問題を引き出すとすれば、定家がこの部分を記したのは何時かという疑問が残るであろう。単純に考えれば、嘉禎四年

（順徳院に）送付した折のものとなるが、そうとのみ断ずることはできない。又、先述したこの部分の書写型式を考慮すると、後に統くCの部分が記された時点で併せて書かれたとも言い切れない。この点は伝本分類の問題と深く関連しており、後段で再び採り上げてみたい。

続いて識語の終りの部分Cを見よう。「前員外典厩」は老年期の定家と交流のあつた藤原長綱（忠綱男）であろうことは、谷山茂氏・石田吉貞氏の諸論稿によつて動かないところである。長綱の家集『前權典厩集』に「入道中納言家にまうてゝ、古今つたへたまはりて、かしこまり申けるついてに」として載る、長綱・定家の贈答（長綱I 127・128）は、Cの内容を補足する有力な資料であるが、これをも含めて両者の交渉については先学の論考に詳しい。ここではCに「深成師弟之契約」とあって、定家じしん長綱を門弟として把えて いる点や、本書の披見を許した相手は、A・B・Cと時を追うにつれて、息子為家一人から、院、そして門弟長綱へと広がつて いる点——逆に言えば以上の範囲に限られていること——に特に注意しておきたい。なお引用した鷹司本はCの後に年記を欠いている。しかし同系統の諸本はござつて

延応二年六月日 桑門明静

の日付並びに署名を有している。恐らく鷹司本は何らかの事情でこれを脱したものであり、原態は右の形なのではなかろうか。

こうして識語A・B・Cを併せ読む時、私たちは改めて三つの時点に

留意すべきであろう。すなわち嘉祿二年六五歳の執筆時から、嘉祿四年七七歳の時点を経て、延応二年（仁治元年／1240没する前の年）七九歳に至るまで、定家は実に晩年の一四年間に亘って『僻案抄』に関与したことになる。少し視野を広げてみれば、承久三年六〇歳の折の『顕註密勘』から、翌貞応元年の『三代集之間事』を経て、右に見た『僻案抄』への最終的関与を示す延応二年に至る期間は、通算すると一九年の長きに亘っている。三代集註解の作業は、言わば老年期定家の軌跡を貫く一つの基軸であったとも言えよう。その中にあって『僻案抄』への関与は、他の一著には見られない長期間に及ぶものであった。識語A・B・Cは、そのような持続的とも言うべき過程の節目節目における、定家の関心や認識の形を映し出すものに他ならないであろう。

さて、当の定家の認識を問うのなら直ちに、私たちは本書の註文内容そのものを逐一吟味するという課題へと進むべきであるが、その作業は一旦留保しておいて、今は、検討した識語のもつ形態面での問題をおさえおきたい。

あらかじめ示唆しておいた通り、諸伝本を寄せ集めてみると、識語A

・B・Cの出方には幾通りかの型があり、それを目安として伝本を分類

3

しうるのではないかと見られる。そして識語の形態と照應するかのように諸本の本文内容にもまた出入りがあり、その異同の状況から、伝本を幾つかのグループに類別しうると思われる。しかも異同の内容は、字句の微細な違いだけに止まらず、所によつては記事の精粗、概念や認識の相違となつて現れており、単に転々と書写される間に生じたも

のとは認められない態のものである。考えてみれば、定家が本書に関与した（先述のような）長い歳月の隔りの中で、果してテキストは单一なままだつただろうか、改変・増補の契機は存在しなかつたのかというような憶測も自ずとなされるはずである。而して、この憶測と右に述べた本文に見られる現象を重ね合わせて考えると、ここに本書は幾つかの段階を踏んで成立したのではないか、言い換えれば、生成・展開の過程として本書の本文を把えうるのではないかという推測がなされるであろう。仮りにその通りなのだとすれば、識語によつて概略辿りえた定家の情況を、更に本文自体の生成・展開の過程と結び合わせて把えうことになりうる。あたかも定家本三代集の展開に現れている、決して一様ではない校訂の過程に相応するかのよう、註解書の領域においても又、定家の複雑なヘ内的過程▽が存在したのかも知れないのである。さて以上を見届ける為には、『僻案抄』本文の、動態的とも言える様相をまずもつて見定めておく必要があるだろう。その要請に応えるべく次に、伝本の分類整理を試みるという小稿の第二の課題に進みたい。

伝本についての見解として、現段階で最も重要なのは、久曾神昇(11)説である。同説を要約すると次の六点になると思う。

(1) 伝本は二大別できる。

(2) うち甲本は嘉祿二年の定家識語（先引のA）のみを持つもの、乙本は上

記の後に延応二年の識語（先引のB・Cを併せたもの）のつけ加わったものである。

類本と呼ぶことにする。

(3) 甲乙両本には記事内容に出入りがあり(主な十数箇所を例示)、些細な異

同は枚挙できない程である。

(4) 甲本は初稿本、乙本は再稿本である。

(5) 再稿本成立の際、増補が行なわれたと考えられる。

(6) 初稿本には、後に「かはやしろ」の付加されたものがある。

これらを更に絞り上げてみると、久曾神説は、伝本を甲乙に二分類し、各々を初稿本・再稿本と認めた上で、甲本=草稿本から乙本=再稿本へという展開過程を想定する説ということになる。従来、伝本の分類整理を試みた論の無い中にあって、久曾神説は最も注意されるものである。但し、改めて伝本を見較べてみると、同説にもなお検討すべき余地が存在するように思われる。例えば右に纏めた所についてみても、大きく二種類の伝本群に分けうることは確かであるが、少なくとも更にもう一類、二種類いずれにも還元しきれない類を想定しうる。また甲乙両類を「初稿本」「再稿本」と断定しうるかどうか、従つて甲から乙への展開という見方についてもなお問題が含まれているように見える。それゆえ改めて諸伝本を細かく吟味し直す必要があるのでないかと思われる

のである。以下、類別を試みながら伝本を掲げてみたい。その際、伝本に差し当り二種の類を認めうることは久曾神説に云う通りであるから、まずもって最も確実なこの二種に属する伝本を、本文の性格や伝來に留意しつつ、各々取り纏めておきたい。但しこの二種を新たに一類本・二

4

最初に一類本を採り上げる。ここに言う一類本は久曾神説に云う甲本と同じである。この類の特徴は何より本文内容そのものにある。後述する二類本とは別であり、それとは分立せしめて一類と見做すべきであることは既に久曾神説（先記した③）により明らかであろう。更に、巻末に追註「かはやしろ」を持たないこと、そして奥に定家識語のうち先掲のAの部分のみを有することもこの類の徴標となる。但し識語で注意すべきなのは、

① 二類本に見えるAと較べると少異のあること。

② 識語の後に「戸部尚書」の署名（並びに書き判）を持つものの「嘉祿二年八月日」の年記を欠いていること

の二点である。これらは一類本の生成を考える上で重要な点になると思う。これについてはのちにも再び触ることにして、以上の諸特徴を兼ね備えている伝本を次に列举する。

- 1 高松宮蔵有栖川宮旧蔵本 一冊 江戸初期写（写真版による）
- 2 京都大学附属図書館蔵中院本（中院VI・一五四） 一冊 中院通茂写
- 3 天理図書館蔵本（九一一・二一イ・一六五） 一冊 鎌倉写 伝為家筆（註3の影印本による）

5 国会図書館蔵本(一一一・四九六) 一冊 文化四年 源直純写

これらの内、特に目に立つのは1・2である。双方とも定家自筆本を忠実に模写したものと思われる。定家様の筆跡を再現しているばかりでなく、元の本に存したと思われる墨滅・除棄符号・訂正・補入・書入等をもそつくりそのまま保存していると認められる。しかも1・2は互いに寸法・体裁を始め、改丁・改行・字配り・字形等、書写型式の隅ずみに至るまで酷似している。

1の高松宮本を納めた箱の蓋裏には貼紙があり(本文とは別筆)、これも写真版によると⁽¹²⁾、この本の伝来について次のように記してある。

拝借照高院宮御本自筆之本
御似写也、/令臨写了、定家卿自筆本/法皇御所専有之、
万治四年/回祿之時、令焼失、可惜々々、/照門御本ノ裏紙/御本形
/横四寸九分/堅五寸三分/僻案抄表裏ノクハリ十枚ノ分

この記載を信すれば、定家自筆本は法皇(後水尾)御所に在ったが万治

四年(=寛文元年/1661)の火災に罹って焼失した。⁽¹³⁾しかし自筆本を似写し

た本が照高院道晃法親王の許にあって(割註に御似写とあり、或は道晃筆本であったか)それを拝借して臨写したのが高松宮本だということになる。この記載は、江戸初期における定家自筆本の伝来状況を知りうるものとして貴重である。但し1には定家識語以外の書写奥書等は無い。右の貼紙の記載は有るもの、この本の筆写者が誰であるかは今のところ不明である。なお早く『大日本歌書綜覧』に紹介されている(上・200頁)のは此の本のことであろう。

2の京大中院本は、同じ中院本の『為家古今序抄』『拾遺和歌集』と

同様、中院通茂の筆になるという(片桐洋一氏)。通茂による『為家古今序抄』の書写年次は、奥書に見える寛文十三年(=延宝元年/1673)仲秋初

五、拾遺集の方は、延宝五年仲秋下浣であるとすれば、此の本の書写作業も又、右の前後頃のことであろうか。ついでに言えば、1の高松宮本は道晃法親王本を借りて写したと云うのだから(仮りにその時点は同法親王存生中のことと考えれば)、書写的時期は、万治四年の罹災のち法親王の薨する延宝七年(1679)六月十八日以前であると、おおまかには推測されよう。とすれば1の書写と2の中院本の書写とは互いに近接した時期になされたことになろう。1・2の関係については、書写年次の先後如何、或いは直接の転写関係の有無などなお問われるべきであるが、何より両本によつて、いま検討しつつある一類本の、定家段階における原態を推定しうることは貴重である。当の原態をどのように把えるべきかについては、後段でより具体的に考えてみたい。

先に列举した伝本の紹介を続けよう。3の天理本は鎌倉期写しかも伝為家筆とされる。現存伝本の中ではとりわけ書写時期の早いものという事になる。為家筆が確かだとすれば、当然ながら為家の許には今検討している一類本のテキストが伝存していたことになる。本書の定家以後の伝流を知る為にも、「為家筆」の実否の程は重要である。なお為家の許に実際に『僻案抄』が在つたらしい事は、のちに触れる京大中院本一本(先程の2とは別)や早大図書館蔵三条西家旧蔵本に見える奥書の記載によって知りうる(但し右に挙げた二本はいずれも一類本には含めえないテキ

ところで、天理本の本文の形態は、1・2には見られたような「原態」を忠実に再現するというものではなく、言わば整序された形になつてゐる。例えば、1・2で除棄符号を付してある部分の本文は、天理本では割愛されている。同様に1・2で、線を引いて抹消した上で訂正した語句を傍記してあるような箇所は、天理本では、訂正された傍記のみを本文に組入れて書写しているという具合である。

1・2にある補入や行間の書入れも、3では大むね本文中に移し入れられている。こうした整序化とも呼ぶべき傾向は、この天理本のみでなく、1・2を除く一類本に等しく見られる。従つて本文の形態から見ると、一類本の伝本は次の二色に分けることができる。

(a) 除棄・補正・書加などが施された自筆の草稿・草案の形態(原態)を忠実に保存しているもの(1・2)

(b) 草稿・草案の形態を整序した形で伝存しているもの(3以下)

(b)では、整序化が施されるのに応じて、削除・訂正される以前の本文——(a)では当の本文を(完全ではないが)知りうる——は消去されることになる。つまり定家の執筆過程の一面がそぎ落されることになるのである。逆に言えば、草稿形態を保存していると目される1・2の伝本には、定家の認識が微妙に推移している様が痕跡として残されているのだから、註付時における定家の「内的過程」と言うべきものを抱える上で、ますます貴重であることになる。但し「整序化」と呼びうる形態を示しているからといって、鎌倉期に遡りうる天理本や、以下に掲げる伝本の価値を過少に評価することは無論できない。じじつ一類本の各伝本

の細部を見較べてみると、全て同質という訳でもなく、無視できない変差を含みもつてゐることが知られるのである(後述)。

次の4・5はいずれも冷泉家関係の奥書をもつて注目される。その内4の内閣文庫本Aは近時、翻刻紹介された。⁽¹⁶⁾ 同翻刻では、底本と3の天理本との校異も載せられている。いま着目したいのは4の巻末の書写奥書である。すなわち定家識語Aの後に次の如くある。

三代秘書一冊、後代称僻案抄、以冷泉家／伝書写校合之本而謹写之、
呈上之

享保十六年五月 沙弥充長

「以冷泉家伝書写校合之本」とあるのは特に注意される。これによって江戸中期、冷泉家に一類本が伝わっていたことを知りうる。4の書写者は冷泉門の仁木省二充長である。

ところで同じ内閣文庫に『河社注』と外題された一本を蔵する(二〇二・二一〇)。その内容は『僻案抄』の二類本等に見える追註「かはやしろ」の部分のみを書写したものである。同本の体裁・筆跡はいま参照している4と同一であり、(内閣文庫では別々の函架番号を与えられているが)本来これらは一揃いのものであったと思われる。この『河社注』にも充長の奥書がある。

此本以京極入道中納言定家卿自筆本透写畢
康暦二年八月書寫了

參議藤原判
為重卿也

本云

右一冊延宝九歳六月十八日令書写畢

前中納言為綱卿奥書也

右一冊以冷泉家伝書写之本而謹写之、呈上之

享保十六年五月 沙弥充長

見られる通り、充長の書写奥書は4のそれと似る。と言うより、両者は同じ折のものと考えて誤りないであろう。右に見える康暦二年(1380)の為重奥書は、僻案抄二類本の幾つかの伝本にある奥書であり(内閣文庫三本や三手文庫本⁽¹⁷⁾)、同類の僻案抄は巻末に「かはやしろ」を付載している。右の内閣本『河社注』並びにその奥書と、いま検討しつつある4とを照らし合わせると、次のような事情を想定しうると思う。

延宝九年(1681)冷泉為綱は為重奥書のある僻案抄を書写した(当の本は二類本であり、「かはやしろ」を付載していたはずである。その段階で既に「かはやしろ」のみを別立てにして書写していたという場合もありうるが、恐らくは否か)。その本が冷泉家に伝存していた。充長は該本を基として(4を書写したと同じ折に、4とは別に、4には欠けている)「かはやしろ」の部分のみを書写し、4と一緒にのものに仕立てた。

というように、内閣文庫に蔵するこれら一連の本は、一類本僻案抄は本来「かはやしろ」を付載していなかつたのではないかという推測を補強してくれるものもある。

ついでに4の筆写者である充長について少し付言しておきたい。充長は、同じく内閣文庫蔵の『顯註密勘』(二冊 1100・五五)にも筆跡を留

めている。その書写奥書に、

頤註密勘全部二冊、享保一四年一一／月、以冷泉家伝本而謹写之、呈上之／沙弥充長

とあり、「冷泉家伝本」をもって書写したことが知られる。4の二年前の事蹟である。更に遡って享保七年(1722)充長は冷泉為久より為綱手沢本の頤註密勘両冊を賜り、仰によつて冷泉家伝本と校合したこともあったようである。この折の経緯は鶴舞中央図書館蔵の板本(明暦三年刊)頤註密勘(河ヶ・三八)の巻末朱書入(充長の筆ではないが)によつて知りうる。

同朱書人の署名には「冷泉家門生／仁木省一沙弥充長」とある。充長と冷泉家との深いつながりを示すものとして更に、冷泉為久の口述を充長が筆録した『洞隱隨筆』⁽¹⁸⁾を挙げるべしだらう。同書に「三代秘書云」として、僻案抄の、拾遺・物名の一部を引用している(久堅の月のきぬをば……／拾遺四二二に対する註文)のも注意される。「三代秘書」の呼称は先に引いた4の充長奥書の記載と符合する。當時冷泉家ではそのように称していたのであろう。但し、本来は「三代秘書」であつて、「後代称僻案抄」(先引奥書)、すなわち「僻案抄」というのは後代の呼び名であると断じてよいかどうかは少し問題である。⁽¹⁹⁾

一類本として列举した五本の内、最後の5国会本もまた冷泉家に関わる奥書をもつ。例の定家識語Aの後に二種の奥書があり、前者には次の如く記されている。

一帖以家本加校合、執心之門徒田島藤原広武懇望／之故、令独校、尤禁

他見、可秘ミノ/僻案之号不可然、称秘抄、深可為秘藏候

宝曆二年五月廿日（花押）

花押（似せ書）の主は冷泉為村と思われる。⁽²⁰⁾右は為村が門人の田島広武（宗永）に「家本」で校ぜしめた際の加証奥書といふことになろう。後半部で、「僻案」の書名を斥け「秘抄」と称すべきことを云うが、「三代秘書」を採用していた先程の4、すなわち為村より一世代前の、為久のあたりの呼び名ともまた異つてゐる。このように（近世）冷泉家内においてすら本書の呼び名が流動的のは、むしろ单一に固定した書名が無かつたことを裏づけるのかも知れない。

こうして4・5を併せて見ると、江戸中期、享保・宝曆の頃、冷泉家には僻案抄の一類本が確かに伝存していたようだ。但し一類本のみでなく、先程見たように為綱段階では非一類本を書写して蔵書に加えたりもしていたらしい。江戸中期以前はどうだったのだろうか。現存伝本の書写奥書等の中に、冷泉家関係の流傳を示すものは乏しい。但し一挙に時代を遡ることになるが、次の奥書には為相の署名が見える点で極めて注意される。

本第二伝本云

以相伝秘本、不透一字具書写校点了、寧非証本哉

正応三年九月三日 左近少将藤原朝臣為相判

これは先にも例示した京大中院本一本の奥に、校合本の奥書として記されている中にあるものである。正応二年（1290）の時点では相（二七歳）の許に「相伝秘本」とされる本のあつたことは注目される。中院本一本に

は薄墨によつて校異が示されている。しかし奥書の肩註に「第二伝本」とある通り、用いられている校合本自体、既に純一ではなく複合した本文である可能性も考えられるから、今ある校異の跡に拠つて「為相本」の実体を復元するのは容易でない。従つて「為相本」と先程参照した4・5との関係如何といった問題も現在のところは未詳である。⁽²¹⁾

以上、一類本に属する五つの伝本を眺めてみた。これらを並べて見渡すことによつて知りえたところを、改めて摘記すると、

(1)書写の形態から、草稿の原態を伝える本と、原態に整序化を施した本との二種が存在すると見られる。

(2)流傳の上から、近世、冷泉家には一類本が伝存していたことが知られる。

付随して

(3)一類本は追註「かはやしろ」を持たないことを確かめうる。

(4)書名は江戸中期においても流動的である。

「僻案抄」は必ずしも絶対的でなく、本来一定の書名が無かつたとも推測される。

但し、採り上げた五本はいずれも、言わば典型的な伝本であった。ところがこれらの周辺には、本文は明らかに一類本に属しながら、同時に、典型的な伝本からするとやや変則的とも見られる点を併せ持つていて、伝本分類上吟味を要する伝本が幾つか存在する。それらを参考すること

によって、これまで一類本の特徴としてきたものを把え返すことになるが、むしろその作業は一類本の性格を一層見定めることに通ずるものと思われる。

5

更に検討を加えるべき伝本は次の四本である。

- 6 慶應大学図書館斯道文庫蔵本 A (○九二・ト三二・一) 一冊 室町
写 伝二条政嗣筆
- 7 穂久邇文庫蔵本 (ニ・一・三) 一冊 文政二年、中川長員写
- 8 志香須賀文庫蔵本 (未見。久曾神昇編『日本歌学大系』別巻五に翻刻。同
書による)
- 9 中野幸一氏蔵本 一冊 室町写 伝足利義尚筆

6は既出の1・2に類似した形態を示す。定家風の筆は最早見られないものの、除棄の指示、墨滅、訂正等を保存しており、それらの箇所は大むね1・2と一致する。それゆえ6は、1・2と並んで、一類本の原形を追究する際の有力な資料ということになる。しかし一方で6には、先に整序化と呼んだ現象も散見される。3以下の伝本に見られたと同様に、訂正・傍記の形を残さずに、訂正された文辞のみを本文中に組入れて書写している例が決して多くはないが存在する。また折々「……」と示して本文を略している場合もある。これは基にした本に既に在った省略なのか、或は筆写者の恣意によるものなのか定かでない。問題は巻末である。一見、一類本とは相容れない形を示している。次のような次第である。

①本文の後に識語Aがある(嘉禄二年云々の年記なし。従ってこの部分は一類本の特徴を示す)。

②万葉歌を補記(拾遺一一二〇「そか菊」の解釈の為の例歌。他の一類本には不見)。

③追註「かはやしろ」。

④再び識語A(「嘉禄二年八月」の年記あり)。

⑤識語B(Cは見えない)。

⑥最末に奥書二種。次の通り。

本奥書云
貞治三年三月十八日書写之
鷲首武衛藤在判
此本不足之所以在之間、申出室町殿御本書加之畢
宝徳元年十月九日

確かに②③④⑤はいずれも一類本の性格になじまない。しかし①に識語Aが在るのにも拘らず④で繰り返してAを置いている事に露呈している通り、②から⑤までは、一類本とは別系統の本によつて書加えられたものであることは明らかであろう。この間の事情は⑥の奥書によつて確認される。すなわち、一旦①で終つている一類本のテキストには「かはやしろ」等を欠いている為、「不足分」を「室町殿御本」(足利義政本か)をもつて書加えた。その際、同本の巻末部分(②～⑤)をも忠実に転載したという訳だろう。6の本文には非一類本系のテキストによる校異が施さ

れており、右に想定した事情と符合する。

結局 6 の巻末の形態は変則的であるが、かえつて逆に、一類本とは異なるテキストの存在を浮かび上がらせててくれる。見通しを先取りして言えば、当のテキストは、目安として先程の②③④⑤を併せ持つテキストであり、後に私たちが三類本と呼ぶことになる類である。

次の 7 穂久邇文庫本は左の書写奥書をもつ。

文政二年閏四月九日／未／半刻筆ヲ取はしめ、申半ニいたり／同十日／酉刻より戌刻ニいたり／同十一日／申ノ刻より酉半刻ニいたりて写字畢／右之ことく筆を走、落字誤字狼籍／無限者也、但し一校、誤字落字改畢／右／僻案抄一冊／高松公祐卿以御本書写之畢／前議部少輔長員

あつたことを思わせる。但し右の奥書の後に、8 では同本が宣胤の筆であることを云う永祿元年(1558)称名野釋(三条西公条力)の加証奥書がある(翻刻参照)、9 には、足利義尚なかがき中書の本たることを云う天文九年(1540)⁽²²⁾の「ト部朝臣」による加証奥書が見える。両本は、一類本の性格につき更に追究が必要であることを示唆する、二三の注意すべき点を備えている。搔い摘んで記すと、

- (1) 巷末に定家識語 A を持つが、それには署名と共に「嘉祿二年八月日」の年記も見える。これは先に見た一類本諸本の形と異なる。
- (2) 識語 A の後に「かはやしろ」を付載している。これも一類本の傾向になじまない。(1)と合わせてその理由が問われるべきである。

(3) 特に注意されるのは、両本は定家自筆本に結びつくものであるらしいことである。すなわち先程みた奥書中に、書写に用いた本(「妙法院前座主准后教対本」)は「端至古今之末程定家卿自筆也」とあり、更に校合に用いた本についても「以中將基綱朝臣本定家卿自筆之草案本ヲ透写本也重加校合了。少々有三書入事」云々とある。前者の記載に対応して本文中の「古今・八五一／色もかも／の註文の中途には「是以前定家自筆也」という註記(朱)が見られる(以上の引用は歌学大系本による)。

そこで、8・9 と自筆本の模写本 1・2 の本文とをつき合わせてみると、両者はもとより一致するが、僅かな点で相違している。そしてその相違は軽視しえないものであり、結論を言えば、少なくとも 8・9 ないしは両者の元の本は、1・2 と直接には結びつかないと思われる。双方ともに定家自筆本につながるテキストでありながら、なおかつ互いに直

8 の日本歌学大系所収本と 9 の中野幸一氏蔵本とは互いに近い関係に立つ伝本である。両本とも文明十年(1478)黄門藤(中御門宣胤)の書写奥書、続いて宣胤の校合奥書を持っており、元の本が同じ流れに立つ本で

接には結びつかないのである。とすれば必然的に私たちは、

(イ) 一類本に属するテキストの内、定家自筆本に連なるのは、唯一 1・2

のみなのではないこと

(ロ) 積極的に言えば、1・2 の元になつた本（＝自筆本そのもの）以外にも

定家自筆本が存在していたこと

(ハ) 積極的に言えば、定家は一類本に属する形のテキストを一度ならず、少なくとも二度書き遺したこと

(ハ) より積極的に言えば、定家は一類本に属する形のテキストを一度ならず、少なくとも二度書き遺したこと

のようないい想定をせざるをえなくなるだろう。言換れば、一類本諸本は全て单一の、一系列的な書写関係に立つものと安易に見做してはならないことになる。さて、1・2 とは別途の自筆本の在った可能性を考えるとして、では当の自筆本はどのような位置に立つものなのか。それを、一類本中の別稿本・次案本などと直ちに臆測することは慎まなければならない。差し当たり 8・9 相互の関係、8・9 と他の一類本諸本との関係を明らかにする必要がある（別途に考察したい）。

こうして一類本の言わば境界線あたりに位置する伝本を尋ねることによつて、他類本との関係や一類本内部に見られる無視しえない相違に留意すべきことが明らかになつてきたと思う。それらの実態を追究するのは今後の課題であるが、類相互の比較を徹底する為にも、こうした差異性を問うと同時に、ひとまずは同質的な一類本の本文そのものを、より精確に見定めておく必要があるのであるだろう。ここに到るまでの検討は主として諸伝本の外形的ないしは形態的な面での現れに眼を向けるものであつ

だが、もう一步テキストの内部に踏み入つて検討してみたい。

6

一類本の本文を見定めるという課題を、ここでは（冒頭に示しておいた第三の）草稿形態を吟味するという課題を通して考えてみたい。

幸い

一類本には、1・2 の如く定家の自筆草稿の原態を忠実に写し取

つたと思われる伝本が存在している。それらを参照することで私たち

は、一類本の初源⁽²³⁾の姿に接することになるはずである。しかも重視した

いのは、当の「姿」には、定家によると思われる様々な手入れの跡が残

されていることである。すなわち墨滅・除棄符号・訂正・補入・書入等

の跡であり、それらを単純に数え上げると約六〇箇所に及ぶ。その跡々

を辿ることによって、定家の思考が微妙に揺れ、推移・変動していた様、

すなわち定家の「認識の過程」に立合うことが可能であるかも知れな

い。ただし今ある 1・2 の形を全て信じてよいかどうか一旦は疑われて

よいであろう。しかし先掲 6 の如き伝本も存してて 1・2 の形が本来

のものであったことを裏づけていることや、他書の例でも証明されてい

る中院通茂（2 の筆写者）の模写態度の厳密さ・徹底ぶりを考慮すれば、右の疑いを一応解くことができる。すなわち、事は享受や書写態度の問題に関わるのでなく、定家の認識の在り様そのものに関わるものと考えられるのである。

さて「手入れの跡」も多岐に亘っている。その内、字の高さや歌の排

列順の訂正など、書写型式の問題に関わるもの、或は漢字の音・訓の表示などは比較的単純であり、これらは定家の認識の過程そのものに深くは関わらない類だと言つてよい。数の上では先程示したもの約三分の一に当る。重要なのは右を除いたもので、概括して示すと次のような系列がそれである。

- a 削除 (イ) 墨滅による場合、(ロ) 除葉符号「——」「——」「、」等による場合の二通りがある。ほとんど(ロ)であるが、その場合、下の削除されている文字を判読しうることがある。
- b 訂正 多くの場合「——」「、」等を付し、右傍に訂正した字句を書く。下の訂正される以前の字句を大むね判読しうる。
- c 書入 二種ある。(イ) 補入の場合、「。」印を付し(付さないこともある)、該當箇所の右(或は左)傍に不足の——言換えれば補入追加すべき——字句を書く。(ロ) 補記の場合、行間や註文の末尾に、更に付加えて細註を施すか、或は頭書の形で幾分かの註文を書加えている。このように手が入れられるのに応じて、何がどのように変化しているか。そこにどのようなへ認識の過程▽を見出しうるだろうか。三つの系列に留意しながら読み解いてみないとと思う。
- 最初はaの削除の系列である。うち(イ)に属するのは次の二例のみである。⁽²⁵⁾
- (1) 玉たれのこかめやいつらこよるきのいそな浪わけおきにいてにけり
(古今・雜上・八七四)
- 玉たれのかめをなかにをきてといふこと、風俗のうたとかや、か

めのたまたれは、かめに玉の」たれたるかたあるをいふなどあまたかきたり、哥にはたまたれとてかめによみつけたる事この哥のほかになし、たまたれのみすとのみよめ^り(以上を書き、行の後半並びに続く四行を墨滅する)」風俗の哥につきてよめるにこそ

註文の論旨は特に屈曲した所もなく明快である。注目すべきなのは後

半部分の四行半程、黒々と抹消されている箇所である。原状から知られるように、「たまたれのみすとのみよめ」の下に更に文脈は続いて何がしかの論旨が語られていたはずである。事実墨滅の線の左右には、消された元の字の偏・旁の端々が痕跡として残されている。この抹消に応じて文脈を整えるべく「……とのみよめ」の後、墨滅部分の頭の右傍に「り」と記入し「……よめり」と文を終止させている。一類本のうち先に見た整序本とも呼ぶべき系列の伝本では、もとより右の墨滅は除去されており、「……とのみよめり、風俗の哥に」云々の如く続けて書かれている。さて、定家の記した原文を後人がこのように墨太々と大胆に抹消したとは考え難い。むしろ本来あつたものを忠実に模写した結果だと考へるべきである。とすれば、定家は一旦記した(墨滅部分)論旨を不要なものとして削除した上で前後の脈絡を整えたことになろう。消却された註文の趣旨は如何なるものであつたか、少なくとも今ある一類本からは知りえない(この点についてはさらに後述する)。従つて定家の思考の移り行きといったものも直接具体的には窺えない。しかしこの例から、註文の言葉を敢えて削り取る(この場合、註文の量について見ると全体の三分の一程)ことをよしとするような契機が定家の認識の中に存在したこと

を知りうる。言換えれば一類本のテキストは、定家の認識の動きという契機を含み持ちながら過程的な様相を呈して在ることを、改めて確認しうるのである。

次に a 削除の系列中の口、除棄符号を付して文辞を切除している場合を見よう。

(2) わか門にいなおほせとりのなくなへにけさふく風にかりはきにけり

(古今・秋上・二〇八)

此鳥さま／＼に清輔朝臣ホの人／＼説くをかきて事きらざるへし
(中略)

つねの人の門庭などになれこぬ鳥をとくもとめいたさて、めの
まへにみゆる事に」つくへしと思給也、いはむとおもはむ人は心
にまかせていひなすへし、たかひにしてからす(後略)

削除されているのは、いま私意に傍線を付した部分である。實際にはこの部分の二行半程に二箇所、「」の除棄符号を掛けてある。言うまでもなく整序本諸本は右の部分を欠く。先の例とは異りこの例では、定家はどういう記事を捨てたのかが如実に知られる。註文の論点は「いなおほせとり」とは何鳥かの詮義に尽きる。結局定家は「にはたゝき」説をとる。その根拠は、「時の景氣秋風すゝしくなりゆくころ」、「にはたゝき」と「はつきり」とのとり合わせは「當時ある事」——現在も現実にありうる事(以上中略した中の言葉)——だからだし、ことさら疎遠な鳥を擬定せず、現実に実見しうる事柄で解すべきだと云う。定家は「…と思給也」の如く謙退表現を用いつつ自説を示しているのであるが、

ここには、諸々の説を列挙しながら、結局これと明確な解を示さない清輔らの所説(顕昭説をも強く意識していよう)を斥ける意図が働いているものと思われる。かつて定家は顕昭説に対置して自説を次のように記していた(『顕註密勘』この歌の密勘部分。日本歌学大系・別巻五による)

いなおほせ鳥、先人説これに同。愚意今案にぞなほ庭たゝきにやと

思侍れど、無_ニ指証_ニ。同_ニ清輔朝臣_ニ。

両者を見較べると相違は明らかであつて、『僻案抄』では、既に定形した一つの見解があり、これを自説として積極的に提示する姿勢が色濃く現れている。承久三年以降、定家においてへ説の成熟と呼ぶべきものがあつたということになろう。

ところで先引の除棄部分は、

この「いなおほせとり」について説を立てたいと思う人は思う様言
い立てるがよからう、相互に閑知する必要もないことだから

という程の意か。一言でいえば、自説を立てるという行為を相対化する発言だと読めるのではなかろうか。これを厳しく解すれば、絶対的な価値をもつ説などあり得ないという意になり、緩く解すれば、どの説も一定の価値を有するはずだ、の意ともなろう。これらの文辭が存在することによって、前段の自説を明示する姿勢は余程和らげられて、自説も又相対的な説の一つに過ぎないという口吻が付け加わることになろう。

さて右の部分を欠く場合、今見たような口吻は消えて、自説そのものが際立つことになる。後略の部分では、「後年追注付」として伝聞の説をも交えながら「にはたゝき」説が補強されているから(その末尾には

「但可依人ム所好」の一文が添えられているにしても、右の部分が除かれることがあります。自説の相対化という契機は稀薄となり、逆に自説への傾斜と呼ぶべき色彩が強まることになろう。ここに一つの認識の推移を読みとつてよいのではなかろうか。

a 削除の系列に属する例は(1)・(2)の他に九例程見出せるが、いずれも字句の省略、文辞の簡素化を図ったものに止まるようであり、論旨の変更を来たすことはないと思われる。

しはしまでといふ心也→事

③同・春下・七七・いさゝくら

文字かきたかへたる本につきて→を見(つ)け(て)

④同・秋上・一九一・白雲に

月のあかき心にかなふへければ→くまな

⑤同・秋上・二〇八・わか門に

をして」いはむよりはもちあるへくや、人の心にしたかふへし→

(く)し但可依人ム所好

⑥(後掲)

⑦同・恋五・七六一・暁の

昔よりふたつの説ならへる事は→ある

⑧(右の歌に同じ)

そねむともから→み思ふ

⑨同・雜上・九〇三・おいぬとて

この詞つねに人のいひならへる事ならねは→哥などにもよみ

⑩同・雜下・九五四・世中の

おく山へ行やけなましとよめる也→きえ

⑪同・雜下・九八九・風のうへに

古今には作者をあらはさゝりけり→す、「けり」の部分、除棄指示無し。

あるべきか)

⑫同・雜体・一〇〇一

かくなわに思みたれて(歌本文)→は

①古今・春上・二八・もゝち鳥(初句のみ掲げる。以下同じ)

うくひすはなるへしとはきこえぬにや→す

②同・春下・七〇・までといふに

(13) 同・物名・をかたまの木(詞書)

かゝる哥そふるくきこゆる——この(哥)(ふるくきこゆ)

(14)・(15)(後掲)

これらの移行の様に、強いて意味を求めてみると、①・②・⑪・⑬の如く、元の言葉をより単純化してやや断定的な口吻に変えているもの、⑩・⑫の如く、語形や仮名遣を整備しているもの、⑧・⑨の如く、やや具体的な言い回しに改めているもの等に気がつく。但し③・④・⑤・⑦の如く、変移の程をしかと明示し難い例も存する。以上は微細な相違を生じてゐる例である。

次に特に見ておくべき例を採り上げる。

(3) 後撰・雜二・一一四六・宮少將(作者名についての註。右に列挙した中の⑭・⑮)

これを家本には藤原敦敏とかきて、少将敦敏哥と被申しき、佐国目録にも宮少將とかきたるを僻事とみしかと、大納言本にもかくかゝれたれは、たゞあるからむ説にこそつかめ(後略)

②の右傍には「りし」の如く記されている。両者の間に大きな変動は生じていない。一方、⑥の傍には「宮少將とあれはこれにこそつかめ」とある。この場合少し考えてみるべき点が存する。論点は、「家本」の作者表記を採らず、大納言本、即ち行成筆本の形に従うべきだとする所にある。定家が証本としての行成本にほとんど絶対的な価値を認めていたことは『僻案抄』の端々からも知られる。この立場は⑥から右に記した訂正へと変えられる際にも、もとより揺らぐことはない。ただし一点

「たゞあるからむ説に」の要素だけは切除されている。つまり佐国目録や特に行成本に従う際の根拠——「あるからむ説」である故に——を一言するという契機が抜け落ちることになるのである。その限りで、訂正された文辞には、どの説に依拠して自己の説とすべきか、即ち何にへつゝかが強調されることになろう。これもまた定家の関心の赴く方向によつて自ずともたらされたものなのではなかろうか。

もう一つ訂正の例(先の⑥)を見ておきたい。

(4) あさなけにみへきゝみとしたのまねは思たちぬる草まくら也

(古今・離別・三七六)

あさなけ、あさにけ、おなし事也、先人説あさゆふにといふおな

し心也とそ侍し(後略)

傍線部に対する訂正は「庭訓」である。「あさなけ」の語義を繞る註

文である。後段には、後撰・万葉の例歌が示される。いま問題にしたいのは、「先人説」と「庭訓」の対応関係如何である。先人説は無論、俊成の説を指す。『古來風体抄』を通じて得た知見なのではなく(風體抄にこの歌不載)、「とそ侍し」とある通り、「少年の昔」(既述)に俊成より親しく聞き取つた説であつたのだろう。一方の「庭訓」も又、父の教えであり、定家からすれば俊成説に他ならない。さて両概念を比較すると直ちに知られるように、「先人説」には現実の父子関係(俊成・定家)を背景として語られた見解という響きがあるのに対し、「庭訓」は一步抽象的な親子関係へと進み出た所で成立する概念であろう。従つてその訓説の内容も個人性・一回性に支えられたものであるよりは、むしろへ家

の訓説▽として後々まで継承して行くことが期待されているようなものとなるであろう。「先人説」が捨てられ「庭訓」と名づけられるとき、当の説そのものは何がしか教義化、制度化へと到る契機を付与されたことになるのではなかろうか。定家は字句を訂正し、両概念を差し替えることによって、述べたような契機を選びとったのだとも言えよう。

草稿形態に見られる手入れの跡のうち、第三番目C、書入の系列については、今は多くを例示せずにおきたいと思う。無論この系列の意義が小さいということではない。一八例程見られる補入・補記の類には、記述を整備し更に敷衍・展開しようとする定家の意図を読み取ることができるように思われる。細かな検討は他日に譲りたいと思う。

こうして自筆模写本に残された生々しい変移の跡を辿りながら、そこに含まれている意味を探つてみたのであるが、結局、定家の△認識の過程▽とは何であったのか、とり纏めて考えてみるべきであろう。

伊勢の海のあまのまでかたいとまなみ

ながらへにける身をそらむる

△認識の過程▽を単に理念的に説述するのではなく、当の△過程▽が最も象徴的で現れていると思われる概念を抽出して、その行方を追いかねら考えてみたい。

当の概念とは△先人▽の概念である。最前検討を加えたところを更に集約的に考えてみたい。

『僻案抄』に先人△俊成の影が色濃く滲んでいることは繰り返すまでもなかろう。先に見た識語の記載をはじめ、例えば古今註の冒頭から拾つてみると、俊成説を暗黙の前提としていることが確かめられる。その証は

……とそいましめられし（古今2註文末尾）
……とそ申されし（同7註文末尾）

の如く、俊成説を暗黙の前提としていることが確かめられる。その証は広く本書の端々に見出されるところである。

しかしながら、草稿形態の含みも△過程的な様相を解きほぐしながら眺めると、先程みたように、△先人説▽から△庭訓▽へという移行が見られる。言換えれば△先人▽概念そのものの影は稀薄になって行くかに見えるのである。と言うより、一類本ではこの概念が捨て去られてしまうのである。先程はこの移り行きの中に教条化・制度化の予兆を読みとつたのであった。ところで、『僻案抄』一類本には他に三箇所「先人」の語が書き込まれている。一つは後撰の註のうち、恋五・九一七

伊勢の海のあまのまでかたいとまなみ

ながらへにける身をそらむる

の註文冒頭に、「此哥先人命云」云々とあるのがそれである。難義「あまのまでかた」を繰るやや長文の註となつていて、清輔批判の意を含めて綴られている註の大部分は「先人命」である。全体で三十四行ある内三十三行は俊成の「命」であり、末尾に「庭訓如此」とある。定家の発言は實際には最末一行「此大納言本文まで分明也」のみということになる。即ち、俊成説の正当さが行成筆本によつても証明されることを云う

部分である。

ところで右に例示した「先人」もまた、先に消却された「先人説」の様相に応じて、既に素朴な相貌を失っているのではないか。注意して見ると、第一に、先の「先人説」とは異なり、ここでは「先人命」であつて、やや規範化された響きを持つている。第二に、長々と引用されているこの部分の文体は漢文脈であることも注意される。つまりことさら形式的である。この点は、概して自己の説として消化して自在に註付しているかに見える他の部分とは異相を呈しているように思われる。第三に、この部分の「先人命」は『三代集之間事』にもほぼ同じ形で撰り入れられており、極めて祖述性が濃厚である。定家の記述が一行に過ぎない点も思い合わされる。結局、△庭訓▽と照應せしめられた〔庭訓如此〕の△先人命▽は言わば既にナイーヴなままでなく、先に見たと同様、より教義化され制度化された次元へと変容しているように思われるのである。

実は△先人▽概念は更にもう一箇所存在していたかも知れない。ここで、前章に削除の系列の(1)として挙げた註文を見直してみることにした。同註の後半部には、下に字の痕跡を見せつゝも墨滅された数行が存在していた。眼を二類本に転じて、先に識語を参照した折に用いた自筆の模写本と照らし合わせると、意外にも、この墨滅部分に相当すると思われる註文を見出しうるのである。即ち同本では（前半部は一類本の先引と同文）問題の墨滅箇所の前後は次の如くである。

△玉たれの鈎といはむとて、こかめとよめるにてありなんと申されしかと」それも髣髴也、風俗哥につきてよめるにこそ

たまたれのみすとのみよめれば、先人かめのたまたるゝ事にくし、たまたれのみすとのみよめれば、先人かめのたまたるゝ事にくし、た

ところまで進めてきた、定家の認識の過程を尋ねるという課題を、再び書誌的な次元へと引き戻してとらえ返すと、ここに最前「新た

な問題」と呼んだ問い合わせ立ち現れてくるに違いない。すなわち右の「先人」概念を繞って挙げた幾つかの例に端的に現れている通り、定家が手を入れる前の段階の本文は、或るものは今ある二類本の本文と重っており、一・二類両者の間に興味深い照應関係が見られるのである。更に、手入れの跡のうちb「訂正」の系列に含めた諸例を一々点検してみると、驚くべきことに先掲①～⑯（うち⑤⑭⑮は註文を具体的に例示して述べた）の場合、手の入れられる以前の形—除棄指示した線の下に判読しうる—は一つの漏れもなく現存二類本の本文と一致する。これらの事象から、少なくとも右の諸例について言えば、むしろ二類本の形の方が先出であり、定家はこれに除棄指示を加えつつ訂正を施したのではないかという推測が生じてくるのではなかろうか。こうして先に3節にとり纏めて提出しておいた伝本分類論上の疑い（の一つ）が一定の形をとつて浮上していくようと思われる。而して次に試みるべきなのは、二類本について細かな検討を進めながら二類本と、以上のような在り方を示している二類本との関係を、詳細に把え直すことであろうと思う。定家の認識の過程は更に微細な波動を呈しながら動態的に存在していたようと思われる。

註

- (1) 野村八郎『国文学研究史』(大15 原広書店) 159頁。
- (2) 西下経一『古今集の伝本の研究』(昭29 明治書院)、岸上慎二『後撰和歌集の研究と資料』(昭41 新生社)、杉谷寿郎『後撰和歌集諸本の研究』(昭46 笠間書院) など。
- (3) 久曾神昇『平安時代歌論集』(天理図書館善本叢書和書之部35) (昭52 八木書店) 天理本を影印、「解題」参照。瓜生安代「解説抄(解説・翻刻)」

人』概念を繞って挙げた幾つかの例に端的に現れている通り、定家が手を入れる前の段階の本文は、或るものは今ある二類本の本文と重っており、一・二類両者の間に興味深い照應関係が見られるのである。更に、手入れの跡のうちb「訂正」の系列に含めた諸例を一々点検してみると、驚くべきことに先掲①～⑯（うち⑤⑭⑮は註文を具体的に例示して述べた）の場合、手の入れられる以前の形—除棄指示した線の下に判読しうる—は一つの漏れもなく現存二類本の本文と一致する。これらの事象から、少なくとも右の諸例について言えば、むしろ二類本の形の方が先出であり、定家はこれに除棄指示を加えつつ訂正を施したのではないかという推測が生じてくるのではなかろうか。こうして先に3節にとり纏めて提出しておいた伝本分類論上の疑い（の一つ）が一定の形をとつて浮上していくようと思われる。而して次に試みるべきなのは、二類本について細かな検討を進めながら二類本と、以上のような在り方を示している二類本との関係を、詳細に把え直すことであろうと思う。定家の認識の過程は更に微細な波動を呈しながら動態的に存在していたようと思われる。

小沢正夫編『三代集の研究』(昭56 明治書院) 所収。久曾神昇編『日本歌学大系』別巻五(昭56 風間書房) 志香須賀文庫本を翻刻、解題(前記善本叢書の解題を吸収) 参照。

- (4) 鷹六四五『図書叢典籍解題 文学篇』(昭23 国立書院) 42頁に掲出。
- (5) 野口元氏は両奥書き採り上げて、筆者とは逆に、双方は全く別の意識に貫かれており、それは両書の執筆対象の相違によるものだと解する。野口元大「定家自筆本『三代集之間事』について」(『国語国文学研究』5 昭44・12) 「三代集之間事(翻刻・解説)」「三代集の研究」(註3 掲出)に吸收。野口氏の読みは、『三代集之間事』は宇都宮「蓮生あたりに伝授されたもの」とする見解と結びついてなされていると思われる。私見では存疑。それゆえこそも本文中で示した理解に従っておきたい。

- (6) たとえば『群書解題』9(昭35 続群書類從完成会) は後鳥羽院説をとる。

(7) ちなみに佐賀大学附属図書館蔵小城鍋島文庫本僻案抄(○九五二・六)は、奥書きの「遙付響北之鴈足」の右肩に「順徳院遠所」の朱註あり。

- (8) 更に言えば、『順徳院百首』の定家奥書き

丁酉歲應鐘月以盲染老筆候 沙弥明靜上

によると、同百首への付評の時点は「丁酉」(嘉禎三年と考えられる)の応鐘月、一〇月であったことになるから、嘉禎三年冬から翌年春にかけての、定家と順徳院の交渉の子細を少し知りうることにもなる。

- (9) 谷山茂「先達物語と前権典既集の作者は藤原長綱なり」(『帝木』昭17・89)、石田吉貞『藤原定家の研究』(昭44改訂版 文雅堂銀行研究社) 498

— 502 —

- (10) 署名「桑門明一」と表記する本あり。
- (11) 註3掲出書参照。
- (12) 国文学研究資料館に紙焼版あり(C・939)。
- (13) この火災は同年正月一五日のことで、「禁中・仙洞・新院・女院之御藏一字亦不残、皆炎上、前代未聞、絶言語事、不過此時也」(『隔葉記』同日)

条)「禁裏仙洞御文庫焼亡、累代古(宝)物悉滅了」(『皇年代私記』同日条の頭書)等と諸書に記されている。

(14) 片桐洋一『中世古今集注訳書解題(一)』(昭46 赤尾照文堂) 112頁以降。

同『拾遺和歌集の研究校本篇』(昭45 大学堂書店) 650頁

(15) 註3参照。

(16) 瓜生安代氏による。註3掲出論考。

(17) 内閣二〇一・一五一、二〇一・一五〇、二〇一・一五一。三手 歌・以。なお同奥書(為重の書き判あり)をもつ一本の写真が『一誠堂古書目録』56(昭56・12)に見える。

(18) 曹陵部藏『片玉集』統集三(四五八・一)。

(19) 書名をはじめ、形態的諸特徴については稿を改めて考えてみたい。

(20) 為村は宝暦二年(1752)四月二九日権中納言を辞している。五月二〇日当時は散位・從二位、四一歳。

なお続くもう一種の奥書は次の通り。

三代集秘抄上下二巻、芙蓉樓之秘本をかし給ひければ、小春の日かけあたゝかなる窓の中に、つゝしんでうつし畢ぬ

文化四年丁卯十月 源直純(花押)

(21) もとより為相本そのものの出現が望まれる。ちなみに椿山荘第三十七回名名展・文学古筆展〔椿山荘美術館所蔵〕(昭50・2)に「伝為相 古今集註切」として展示されていた断簡一葉は『僻案抄』の一部(古今の註、152の註・160の歌と註・163の歌のみ、都合一〇行)であった。一部(160の註に約一行分)脱文を存しているが「為相卿」とする琴山の鑑定は或いは信すべきであろうか。なお同断簡のみからは『僻案抄』の系統の別を判断しない。

(22) 極札に、この奥書を「ト部大副兼俱」とするが「天文九年五月五日」の日付から考えると否。兼俱はこれ以前の永正八年(1511)二月十九日に卒している(公卿補任)。

(23) 前節の検討を踏まえれば厳密には、初源の姿の一つと言らるべきである。

(24) 但し両本とも古今・恋五・八〇五の歌ならびに註を欠く。何らかの事情による誤脱か。

(25) 以下の本文引用は1の高松宮本による。但し私意に読点・丁の表裏(丁)括弧中の註記を加えた。なお声点を除いてある。

付記

小稿の成る過程で昭和55年度跡見学園特別研究助成費の援助を受けた。その成果は二つの口頭発表——「藤原定家『僻案抄』について——歌人における〈学〉と〈歌〉——」(学内研究発表会 昭55・6)、「『僻案抄』——伝本と成立——」(早大国文学会大会 昭55・11)において報告した。更に、広く定家の三代集註解書を調査する課題により昭和57年度科学研究費補助金(奨励研究A)を受けており、小稿はその成果の一部でもある。